

証券コード 5871  
(発送日) 2024年3月12日  
(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町6番3号  
S O L I Z E 株式会社  
代表取締役社長 宮 藤 康 聡

## 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.solize.com/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「SOLIZE」または「コード」に当社証券コード「5871」をご入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2024年3月26日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午後2時  
2. 場 所 東京都千代田区三番町6番3号  
三番町UFビル1階 三番町UFホール

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第34期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第34期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎ 本株主総会においては、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第29条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設)  (新 設)</p> <p>(任期) 第30条 (条文省略) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(選任方法) 第29条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第30条 (現行どおり) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	くどう やす とし 宮 藤 康 聡 (1966年5月30日)	1990年4月 本田技研工業(株)入社 2001年5月 (株)ファーストリテイリング入社 2005年11月 (株)インクス (現当社)入社 2008年3月 (株)インクスエンジニアリング (現当社) 取締役 2010年1月 当社人事総務部長 2016年4月 当社グループ人事総務部長 2017年11月 SOLIZE Engineering(株) (現当社) 代表取締役社長 2019年3月 当社常務取締役 2020年1月 当社代表取締役社長 (現任)	60,000株
2	きのした かず しげ 木 下 和 重 (1968年7月26日)	1991年4月 伊藤忠商事(株)入社 2003年1月 日本ミシュランタイヤ(株)入社 2009年1月 (株)ユーシン執行役員経理財務本部長 2017年4月 (株)明光ネットワークジャパン執行役員管理本部長兼海外事業開発部長 2018年12月 当社入社、グループ財務経理部長 2019年1月 当社グループ財務経理部長兼内部統制室長 2020年1月 当社執行役員グループ財務経理部・内部統制室担当 2020年1月 英知創機械科技(上海)有限公司 董事 (現任) 2021年1月 当社執行役員経理財務担当、グループ経理財務部長 2023年3月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 英知創機械科技(上海)有限公司 董事	2,000株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	すずむらひろゆき 鈴村弘之 (1954年2月23日)	1978年4月 トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株))入社 2002年1月 トヨタ自動車(株) 第3ボデー設計部長 2006年1月 日野自動車(株)出向 2006年6月 同社転籍、執行役員 2011年4月 同社常務執行役員 2016年4月 同社技監 2020年3月 当社社外取締役(現任)	—
4	ながさかたけみ 長坂武見 (1956年1月24日)	1978年10月 武蔵監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1981年8月 ソニー(株)(現ソニーグループ(株))入社 2010年6月 同社業務執行役員シニアヴァイスプレジデント経理部門長 2015年6月 同社シニアアドバイザー 2016年3月 ナブテスコ(株)社外監査役(現任) 2016年3月 当社社外監査役 2016年6月 大王製紙(株)社外監査役(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) ナブテスコ(株)社外監査役 大王製紙(株)社外監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴村弘之及び長坂武見の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 鈴村弘之氏を社外取締役候補者とした理由は、大手自動車メーカーで培われた自動車業界の技術動向に対する深い知見と、経営管理に関する高い見識をお持ちであり、今後も引き続き独立的、中立的な立場で当社経営に有益なご意見を頂く役割を期待したためであります。
- (2) 長坂武見氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識や、大手電機メーカーの経理責任者として培われた経験を当社の監査体制強化に活かして頂いた実績から、今後も引き続き社外取締役として、独立した立場で当社経営を監督して頂く役割を期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与頂く予定です。
4. 本定時株主総会終結時における社外取締役としての在任期間は、鈴村弘之氏が4年、長坂武見氏が3年3か月となります。
5. 当社は、鈴村弘之氏及び長坂武見氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負

うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、鈴木弘之氏及び長坂武見氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
はらまさお 原正雄 (1973年11月30日)	2001年10月 弁護士登録 中島経営法律事務所入所 2006年4月 同事務所 パートナー (現任) 2021年10月 ミアヘルサホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) ミアヘルサホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原正雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 原正雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映して頂くことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 原正雄氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害を当該保険契約により補填することとしております。原正雄氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議頂いておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず  
に当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間30,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分及び配分時期については、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は2名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役



との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し又は報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は2016年12月19日開催の取締役会において「役員報酬の基本方針」を決定しており、その概要は本提供書面26頁に記載のとおりであります。本議案に基づき譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数(2024年3月1日時点)に占める割合は0.5%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

# 事業報告

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における、当社グループを取巻く経済環境は、中国経済の動向に対する警戒感から景況感がやや悪化する局面もありましたが、当社グループの主要顧客の属する自動車産業においては、円安の進行や半導体不足等の供給制約の緩和等の影響により、総じて景況感が改善することとなりました。このような状況の中、当社グループはエンジニアやコンサルタントを増員した他、最新型の光造形機を導入する等の設備増強を行い、デザイン事業、及び、マニファクチュアリング事業の両セグメントにおいて収益を拡大した一方、管理体制強化に係るリソースも増強させて参りました。これらの結果、当社グループの売上高は前連結会計年度より12.6%増加し20,081百万円、営業利益は30.3%増加し885百万円、経常利益は23.3%増加し876百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2.4%増加し580百万円となりました。

#### (デザイン事業)

デザイン事業の市場は、自動車産業の顧客を中心に前連結会計年度に引き続き需要環境が改善して参りました。このような環境の中、自動車を中心とした輸送用機器の設計開発部門に対するエンジニア派遣、及び、自動車設計に関する業務の受託、自動車OEMや車載機器開発企業等に対するサイバーセキュリティサービスの提供等を拡大して参りました。また、変革コンサルティングの分野においては、AIサービスの製品開発を促進し、自動車産業に加えて建設業、プラント、物流業の分野等においても受注を拡大して参りました。

これらの結果、デザイン事業の売上高は前連結会計年度より12.4%増加し16,154百万円、セグメント利益は27.8%増加し998百万円となりました。

#### (マニファクチュアリング事業)

マニファクチュアリング事業の市場における需要環境は、当第4四半

期に入り改善する傾向となりましたが、年度全体としては前連結会計年度から概ね横ばいの環境となりました。このような環境の中、当社グループは、機械メーカー等に対して3Dプリンター装置の販売を促進、また、機械メーカーや自動車関連企業を中心とした当社グループの既存顧客基盤に対する3Dプリンターを利用した試作サービスを提供して参りました。装置販売を中心に収益を拡大させることができましたが、一方で体制強化に係る管理費用の負担を増加させて参りました。

これらの結果、マニュファクチャリング事業の売上高は前連結会計年度より13.7%増加し3,927百万円、セグメント損失は112百万円となりました。前連結会計年度のセグメント損失は101百万円でありました。

(グループ全体)

補助金収入の減少等により営業外収益は36百万円減少し20百万円となりました。また、上場関連費用、及び、投資事業組合運用損の増加等により営業外費用は4百万円増加し30百万円となりました。当社グループのコーポレートベンチャーキャピタル投資先の有価証券に係る投資有価証券評価損を計上したことにより、特別損失は54百万円増加し74百万円となりました。

## 事業別売上高

事業区分	第33期 (2022年12月期) (前連結会計年度)		第34期 (2023年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
デザイン事業	14,373百万円	80.6%	16,154百万円	80.4%	1,780百万円	12.4%
マニュファクチャリング事業	3,454	19.4	3,927	19.6	472	13.7
合計	17,827	100.0	20,081	100.0	2,253	12.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は139百万円で、セグメントごとの設備投資は次のとおりです。

ア. デザイン事業

設計開発等に係るハードウェアやソフトウェア等に総額62百万円の投資を実施しました。

イ. マニュファクチュアリング事業

3Dプリンター等生産設備等に総額77百万円の投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2020年12月期)	第 32 期 (2021年12月期)	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高(百万円)	—	15,854	17,827	20,081
経 常 利 益(百万円)	—	480	711	876
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	—	292	566	580
1株当たり当期純利益 (円)	—	60.85	118.08	125.99
総 資 産(百万円)	—	12,519	13,669	13,045
純 資 産(百万円)	—	9,666	10,324	9,669
1株当たり純資産 (円)	—	2,013.77	2,150.86	2,387.54

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第32期及び第33期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2020年12月期)	第 32 期 (2021年12月期)	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高(百万円)	2,321	14,007	15,192	17,279
経 常 利 益(百万円)	600	394	657	941
当 期 純 利 益(百万円)	555	3,031	518	633
1株当たり当期純利益 (円)	115.64	631.65	108.09	137.62
総 資 産(百万円)	6,968	11,653	12,333	11,770
純 資 産(百万円)	6,145	9,177	9,631	8,973
1株当たり純資産 (円)	1,280.24	1,911.89	2,006.65	2,215.67

(注) 第32期における売上高等の大幅な変動は、当社を存続会社として、完全子会社であったSOLIZE Engineering株式会社及びSOLIZE Products株式会社を2021年1月1日付で吸収合併したことによるものであります。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
英知創機械科技 (上海) 有限公司	9百万人民元	100.0%	3D CADをツールとした機械・機 械部品の設計開発
S O L I Z E U S A C o r p o r a t i o n	100千米ドル	100.0	3D CADをツールとした機械・機 械部品の設計開発
S O L I Z E I n d i a T e c h n o l o g i e s P r i v a t e L i m i t e d	120百万インドルピー	※100.0	3D CADをツールとした機械・機 械部品の設計開発及びソフトウ ェア販売・導入支援

(注) ※印は、間接所有の株式を含みます。

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長の実現に向け、以下の事項を経営課題として認識しております。

(当社グループ全体の事業上の課題)

#### ① 製品開発をリードするプロフェッショナル集団を支える人材の採用と育成システムの維持・強化

当社グループが事業を拡大し、継続的に成長していくためには、顧客企業と共に製品開発における高い価値を生み出すことの出来る優秀な人材の採用が必要であり、さらに、事業拡大に伴い人員が増加する場合でも業務品質を落とすことなく、常に先端の技術を持つエンジニアを育成しなければなりません。

国内における採用については、国内学生の新卒採用に加え、アジア圏を中心に海外大学の理工系の学生についても対象にして実施しております。また2022年度からは、経験者採用体制を強化し採用数を増加させております。なお、一定の退職者も生じますが、退職者数より入社者数のほうが多いため社員数としては増加しております。2023年12月期の退職率は7.9%でした。

## 国内採用者数

(単位：人)

	2018年 12月期 (注) 1	2019年 12月期 (注) 1	2020年 12月期 (注) 1	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期
国内新卒	70	90	95	98	86	84
海外新卒 (注) 2	36	37	12	25	11	3
経験者	58	42	64	51	110	149
合計	164	169	171	174	207	236

- (注) 1. 2018年度～2020年度は、当社及び旧SOLIZE Engineering株式会社、旧SOLIZE Products株式会社における採用者の合算値であります。
2. 海外新卒の採用活動については新型コロナウイルスの感染拡大により2020年以降、活動を縮小しております。

また当社グループは、「お客様の高い期待に応える、プロフェッショナル集団」として在り続けるために、製品開発をリードし続ける人材の創造、新しい手法・道具の創造、進化を続ける企業文化の創造を目指し、業務課題に着目し改善提案の経験を積むことによる提案型エンジニアの育成や、定期的なトレーニング・スキルテスト実施等による継続的な能力向上など、エンジニアの成長を促すための人材育成システムを既に備えており、今後においてもこれを維持・強化して参ります。

一定程度の経験年数を積み重ねたシニアのエンジニア人材については、より高単価な受託開発のプロジェクトリーダー、コンサルティングサービスを提供するコンサルタントといった分野に能力をコンバージョンすることで、1人当たりの売上高を増やし、事業を拡大して参ります。そのために、当社グループ内の人材ローテーション等により変革コンサルティングサービスの経験を積んだ人材の育成及び、エンジニアリングサービスもしくはマニュファクチュアリングサービスと変革コンサルティングを組み合わせた提案により、顧客へより高い価値を提供することを追求して参ります。

人材の育成に併せて、新卒者・経験者の採用をさらに強化し、必要な人材確保を進めること、並びに人事制度の充実や面談などの各種施策を通じて定着率の向上を図って参ります。

なお、国内の派遣契約におけるエンジニアの平均時間単価、稼働率は以下のとおり推移しております。

## 国内における派遣契約の平均時間単価

	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期
平均時間単価(注)	4,326円	4,339円	4,385円	4,556円

(注) 経験者・新卒含む全派遣契約の平均時間単価(残業代は除く)の平均値であります。

## 国内における派遣ビジネスの稼働率

	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期
稼働率(注)	85.8%	87.5%	94.4%	94.9%

(注) 派遣技術者数(研修中の従業員を含む)に対する稼働人数の割合を期中平均にて算出しております。

### ② グローバルサポート体制の強化

当社グループは、サービスの海外展開、海外事業の開発に取り組んでおり、海外企業へのサービス提供や、日本企業の海外展開支援を既に行っておりますが、当社グループとして海外市場におけるビジネスチャンスを十分に取り込めているとは言えず、グローバルサポート体制の強化が課題であると認識しております。こうした課題に対して、グループ全体の製品開発における強みを活用した海外事業戦略の実行や、海外市場におけるブランド構築を促進して参ります。

### ③ 投資について

当社グループでは、主として事業の成長と人材および経営基盤の強化を目的に、先端技術の獲得やサービス開発のための研究開発投資、人材の成長・強化や事業開発および事業開発人材の獲得などの投資、事業用設備や経営基盤強化・サイバー攻撃対策等のための設備投資、事業シナジーによる戦略的リターンを重視したコーポレートベンチャーキャピタル(以下、CVC)投資を行っております。こうした投資は、事業環境の予期せぬ変化により計画した成果が得られない場合、または資産が陳腐化した場合や、CVC投資はシードからアーリーステージのベンチャー企業を主な対象としているため、計画通りに投資先企業の事業の進捗が進まない場合など、当社グループの事業及び経営成績等に影響が生じる可能性があります。

このため、当社グループでは、投資案件の内容・規模により、取締役会、執行役員会、戦略投資会議等において、事業計画に基づく十分な検討

を行ったうえで投資に対する意思決定をしており、また、投資実行後も定めたプロセスに則り進捗確認を実施しております。

(デザイン事業の課題)

#### ④ 総合的なデジタルエンジニアリング体制の確立

当社グループは、製品開発のデジタルフェーズにおいて様々なデジタル技術を駆使し、エンジニアリング力を培って参りました。CASE（※1）等において製品開発のあり方が大きく変わる中で、これまでの領域ごとに蓄積してきたデジタルエンジニアリング力をより融合した総合的なサービス提供と個別領域でのサービス強化を行って参ります。

従来からの設計、解析、MBD（※2）の領域に加え、ソフトウェア、XR（※3）およびサイバーセキュリティ領域のサービス提供を開始しておりさらなる拡大を行って参ります。

総合的なサービス提供という観点では、マニュファクチュアリング事業とも連携し、製品開発における3DプリンターによるAdditive Manufacturingの利点を最大化するための設計及び解析等のエンジニアリングを融合したサービス提供を行って参ります。

※1 CASE : Connected (コネクテッド)、Automated/Autonomous (自動運転)、Shared & Service (シェアリング)、Electrification (電動化) というモビリティの変革を表す4つの領域の頭文字をつなげた造語

※2 MBD : Model Based Development (モデルベース開発)

※3 XR : Extended Reality (仮想現実のVRや拡張現実のAR、複合現実のMRなど現実世界と仮想世界を融合することで現実にはないものを知覚できる技術の総称)

#### ⑤ 変革コンサルティングサービスの拡大

当社グループは、エンジニアリングサービスを通じて獲得した各種デジタル技術や開発プロセスや現場への精通に加え、人の判断を可視化する技術を組み合わせてコンサルティングサービスを提供しております。顧客企業においても様々な変革活動が実施されているとともに、経営課題は年々複雑になっております。また、当社グループのエンジニアリングサービスの領域も拡張されているため、顧客からのコンサルティングサービス提供領域を拡大する要求が高まると想定しております。そのための人材の採用

及び育成を含めた体制及びサービス範囲の拡大を行って参ります。

(マニファクチュアリング事業の課題)

⑥ 金属造形技術の確立と顧客への訴求

3Dプリンターによる短期間での造形は、これまで主に樹脂材料による樹脂パーツの製作が行われておりましたが、金属粉末を材料とした金属造形は、複雑な形状の金属パーツも短期間で製作することが出来、製品開発における更なる期間短縮やコスト削減、性能向上等のニーズに応える技術です。たとえば、従来は複数部品にて製作していたものを、金属造形では一体的に製作することにより、大幅な製作期間の短縮やコストの削減などの効果が見込まれると考えております。この金属造形においては、当社グループが保有するエンジニアリング力と日本最大級の金属3Dプリンター工場を積極的に活用することが重要な課題であると認識しております。

そのために、これまでの樹脂造形で培ったノウハウも活かして金属造形技術を高め、高品質な製品を製作するための運用ノウハウを持った人材の維持・強化と共に、顧客に対して金属造形技術の特徴を訴求し、今後一層の規模と価値の拡大を追求して参ります。

⑦ 少量量産領域への事業拡大

3Dプリンター技術の特徴により、金型を使用した成形や切削加工などのこれまでの工法では実現不可能であった形状も作成可能となることから、これまでの概念を覆す魅力や性能をもった製品を生み出す可能性を秘めていること、また、長期にわたる補給部品の金型管理等、メンテナンスコストが大きく低減出来ることなどにより、3Dプリンターによる最終製品の製作ニーズが高まっております。

当社グループは、3Dプリンターによって最終製品の部品（補給部品を含む）を製造し顧客へ納品する事業を開始しておりますが、最終製品を製作するための技術とノウハウを高め、顧客へ少量量産の価値を訴求し、今後一層の規模と価値の拡大を追求して参ります。

(財務上の課題)

当社グループは、グローバルに存在する顧客のあらゆるニーズに応えることを目的として、新規事業や新規技術の開発とそれに必要となる優秀なエンジニアの確保、増強のために採用活動の強化及び入社後の教育・トレーニング等を行っております。一時的な景況の悪化により当社グループの提供するサ



ービスや製品への需要が減少する時期においても、当社グループの成長の源泉である人材を維持するための支出が発生し、財務上の安全性が低下する可能性があります。このような状況に備え、当社グループでは一定程度の資金を確保し安定的な経営に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
デザイン事業	エンジニアリング業務の受託事業、エンジニア派遣事業、エンジニアリング業務関連ソフトウェアの販売事業、製品開発工程等への業務改革コンサルティング事業
マニファクチャリング事業	3Dプリンター等の造形設備を活用した部品供給事業、3Dプリンター装置の販売、運用サポート・メンテナンス事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
支店	神奈川県大和市、栃木県宇都宮市、東京都国分寺市、愛知県安城市、大阪市西区
工場	神奈川県大和市、横浜市都筑区、愛知県豊田市

② 子会社

英知創機械科技(上海)有限公司	本社：中国 上海市
SOLIZE USA Corporation	本社：米国 ミシガン州
SOLIZE India Technologies Private Limited	本社：インド カルナータカ州

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デザイン事業	1,674名	95名増
マニファクチャリング事業	148名	3名増
全社(共通)	147名	16名増
合計	1,969名	114名増



- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分出来ない総務及び経理等の管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,680名	105名増	35.99歳	8.09年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,000,000株  |
| ③ 株主数      | 20名         |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
S O L I Z E 従業員持株会	1,326,600株	32.8%
古河未由紀	754,800	18.6
篠原敬一	300,000	7.4
東京中小企業投資育成株式会社	300,000	7.4
古河摩耶	202,500	5.0
古河慶純	202,500	5.0
古河陽純	202,500	5.0
古河真季	202,500	5.0
堤寛朗	60,000	1.5
田中瑞樹	60,000	1.5
村田直樹	60,000	1.5
阿部浩之	60,000	1.5
高野学	60,000	1.5
猪俣孝	60,000	1.5
宮藤康聡	60,000	1.5
後藤文男	60,000	1.5
佐藤武朗	60,000	1.5

(注) 1. 当社は、自己株式を1,950,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回	号	第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年12月20日	2020年 3 月 26 日
新 株 予 約 権 の 数		3,000個	550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 360,000株 (新株予約権 1 個につき120株)	普通株式 66,000株 (新株予約権 1 個につき120株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 143,040円 (1 株当たり 1,192円)	新株予約権 1 個当たり 177,600円 (1 株当たり 1,480円)
権 利 行 使 期 間		2020年 4 月 1 日から 2027年12月20日まで	2022年 4 月 1 日から 2030年 3 月 26 日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 48,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ新株予約権を行使することが出来る。ただし、正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任もしくは定年退職により当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失ったもの、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合については、当該地位を失った後も 3 年間に限り、これを行使することが出来る。
- (3) 新株予約権者が、当社又は当社関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、これに定める懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、新株予約権を行使することが出来ない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限

りではない。

- (4) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継出来るものとする。
  - (5) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことは出来ない。
  - (6) 新株予約権 1 個未満の行使を行うことは出来ない。
2. 上記第 2 回新株予約権のうち取締役 1 名、及び第 3 回新株予約権のうち取締役 1 名が保有している新株予約権は、それぞれ取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 藤 康 聡	
取 締 役	木 下 和 重	英知創機械科技（上海）有限公司董事
取 締 役	鈴 村 弘 之	
取 締 役	長 坂 武 見	ナブテスコ(株)社外監査役 大王製紙(株)社外監査役
常 勤 監 査 役	山 田 英 剛	
監 査 役	富 原 洋 一	
監 査 役	河 元 哲 史	

- (注) 1. 取締役 鈴村弘之氏及び長坂武見氏は社外取締役であります。
2. 監査役 山田英剛氏、富原洋一氏及び河元哲史氏は社外監査役であります。
3. 監査役 河元哲史氏は、大手電機メーカーでの長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2023年2月19日付で、取締役会長 古河建規氏が逝去により取締役を退任いたしました。
- (2) 2023年3月30日開催の第33回定時株主総会において、木下和重氏が新たに取締役を選任され、就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役 鈴村弘之氏及び長坂武見氏、並びに社外監査役 山田英剛氏、富原洋一氏及び河元哲史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	堤 寛 朗	経営戦略・IT戦略担当
上席執行役員	田 中 瑞 樹	SOLIZE Innovations・アドバンストエンジニアリングサービス・MBD C&M・人事企画・採用推進・ヒューマンリソースディベロップメント・人事担当
上席執行役員	井 上 雄 介	デジタルドリブンエンジニアリング・デジタルリスクマネジメントサービス・デジタルマニュファクチャリングサービス・SOLIZE 開発統括担当
上席執行役員	鈴 木 貴 人	ビジネスインキュベーション担当
執 行 役 員	村 田 直 樹	総務・広報担当
執 行 役 員	村 田 光	マーケティング担当
執 行 役 員	吉 井 強	海外事業担当

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等が補填されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬等の額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案し、各取締役の報酬額の額につきましては、当社が定めた「役員報酬の基本方針」に基づき、2023年3月30日開催の取締役会の決議により委任された代表取締役社長である宮藤康聡が各取締役の評価を踏まえた報酬等の額を策定し、指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問、答申を受けた上で決定しております。取締役会が権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰し、適切に策定できると判断したためであります。

当社は2016年12月に指名・報酬・ガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会において「役員報酬の基本方針」を決議しておりますが、その内容は以下のとおりであります。

- (ア) 固定報酬と中長期の業績、目標達成度に連動する報酬とを合わせた報酬体系とする。
- (イ) 各役員の役割と責任の大きさに応じた報酬体系とする



- (ウ) 中長期の社員、取引先、株主にとっての企業価値向上を反映した報酬体系とする。
- (エ) 同業他社等との比較を通じて公平、妥当な報酬体系とする。
- (オ) 競争力のある専門的知識を有する人材を確保できるための報酬体系とする。
- (カ) 健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブを持つ報酬体系とする。
- (キ) 当社グループ全体の経営環境や業績状況への貢献度を反映する報酬体系とする。
- (ク) 監査役会の発案する報酬決定方針の提示を受け、参考意見を監査役会に答申する。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82百万円 (16)	82百万円 (16)	一百万円 (-)	一百万円 (-)	5名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	30 (30)	30 (30)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	112 (46)	112 (46)	- (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 1. 上表には、2023年2月19日の逝去により退任した取締役1名を含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。なお、当時の取締役の員数は6名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額90百万円以内と決議頂いております。なお、当時の監査役の員数は1名であります。

ウ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年2月19日の逝去により退任した取締役1名に対し、26百万円を功労金として支給しております。

エ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 長坂武見氏は、ナブテスコ株式会社及び大王製紙株式  
会社の社外監査役を兼任しており、当社と各兼職先との間に特別の利  
害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	鈴村 弘之	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。 取締役会では、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に当社の技術開発及び企業経営全般に関して有意義な意見や指摘を積極的に述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	長坂 武見	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席いたしました。 取締役会では、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地から、有意義な意見や指摘を積極的に述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬・ガバナンス委員会では、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定を担っております。
社外監査役	山田 英剛	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、監査役会16回全てに、指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席いたしました。 常勤監査役として、取締役会及び監査役会では、これまでに培われた企業監査における豊富な経験と幅広い見識を基に、主にガバナンスの強化に関する有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。また、指名・報酬・ガバナンス委員会をはじめとする、他の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。
社外監査役	富原 洋一	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、監査役会16回全てに、指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会では、これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を基に、企業経営全般に関する有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。また、指名・報酬・ガバナンス委員会では、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定を担っております。
社外監査役	河元 哲史	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、監査役会16回全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会では、主に財務及び会計に関する専門的な見地から、有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、英知創機械科技（上海）有限公司及びSOLIZE India Technologies Private Limitedについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォート・レター作成業務であります。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2023年12月31日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりです。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループは、コンプライアンスの基本事項に関する規程及び行動指針を定め、グループ内の取締役及び使用人に実践させるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ内のコンプライアンスへの取り組みを組織的、計画的に行う。

イ. 当社グループは、グループホットラインを設置し、グループ内における法令違反及びコンプライアンス違反等の行為に関する報告や相談に応じるための体制を整備する。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報に関して、社内規程に則り、適法、適切に文書に記録して保存、管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理委員会を組織し、グループ内のリスク管理を組織的、計画的にマネジメントする。また、事業計画の中で重要リスクに対する管理計画を策定し、その進捗をモニタリングする。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社グループは、グループ規程により、グループ内の責任及び権限の範囲を明確にして業務執行を行う。

イ. 当社グループは、グループの中期経営計画、年度計画で策定した所期の業績目標を達成するため、SOLIZE執行役員会及び取締役会において、予算に対する実績の把握、及び対策の決定を迅速かつ適切に行う体制を整備する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. 当社グループは、グループ共通のグループ規程等、及び当社内に適用する単体規程等の規程体系に基づき、当社グループの業務が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。

イ. 当社グループは、グループ会社の業務の適正を確保する体制として、

グループ管理機能部門を設け、関係会社管理及び内部統制管理を行うほか、内部監査部門により当該体制の運用評価を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査役の職務を補助する使用人について、内部監査部門の使用人が兼務することにより、監査役の監査機能の充実を補助するものとし、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議のうえ、適切に対応する。

また、当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行することとし、当該使用人の任命、異動及びその評価については、監査役の意見を聴取のうえ決定する。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及びその他の監査役への報告に関する体制

当社グループは、監査役が取締役会、SOLIZE執行役員会等のグループ内の重要な会議に出席して意見を述べ、当社グループの役職員から、当社グループの経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実に関し、遅滞なく報告を受け体制を整備する。

なお、監査役に報告したことを理由として当該役職員に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社グループは、監査役が当社グループの取締役との間で、経営上、監査上の重要課題について定期的に意見交換を実施する体制、また、監査役の求めに応じてグループ内の役職員から必要な説明を行う体制を整備する。

イ. 当社グループは、監査役が内部監査部門及び監査法人との間で、相互の連携を図ることの出来る体制を整備する。

ウ. 当社グループは、監査役の職務の執行に係る費用について予め予算を計上し、監査役が会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なでない場合と会社が証明した場合を除き、迅速かつ適切に対応する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力、団体、個人には毅然たる態度で臨み、取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、迅速かつ組織的な対応をとる。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会にて、企業の社会的責任を果たすための行動指針「SOLIZE行動指針(Code of Conduct)」に関する教育研修を、年度毎にテーマを決めたうえで、SOLIZEグループの全役職員に対し実施しております。また、グループホットラインにつきましては、社内窓口に加え、社外第三者機関窓口及び監査役直通窓口を並行して運用することで、相談しやすい環境構築に努めるとともに、常勤監査役にも適時に情報が共有される体制を運営しております。

### ② リスク管理に対する取り組み

リスク管理委員会にて、引き続き、部門リスク管理委員会を中心とした各部門における自律的、統制的なリスク管理活動を促すとともに、トップ・マネジメントにいち早く危機・事故の発生を伝達するインシデント・フローを整備し、日常のリスク管理の重要性を社員に意識づけさせる仕組みづくりを行っております。また、リスク管理委員会の下部組織として、情報セキュリティリスク及び個人情報保護リスクに対応した担当部会を運営しておりますが、情報セキュリティ担当部会では、機密事故やウィルス等の脅威に関する情報共有や教育活動を行うとともに、個人情報保護管理担当部会では、個人情報保護法改正への対応や個人情報管理台帳の作成、見直しを行っております。

### ③ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取り組み

当社は、執行役員制度を導入し、担当執行役員の責任範囲を明確化したうえで、代表取締役から執行権限の委譲を進めるための体制整備を進めております。また、グループ内の各組織の業務が適正かつ効率的に行われるよう、グループ決裁権限規程を制定し、各部門、各職位への自律的な業務執行を進めております。加えて、事業計画については、月次運営会議でその進捗状況を確認するとともに、SOLIZE執行役員会で対策の立案・決定を行い、業績目標達成に向け適切な対応を行っております。

### ④ 監査役職務の執行について

監査役監査の実効性を高めるために、内部監査部門であるグループ監査部から1名を引き続き監査役の補助スタッフとして配置しております。また、監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議への出席及び役員からのヒアリングを通じて、より健全な経営体制と効率的な運用を行

うための助言を行うとともに、代表取締役、社外取締役、グループ監査部との間で定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組み

SOLIZE行動指針（Code of Conduct）に定める反社会的勢力排除の方針について、前記①の教育研修を通じて全役職員に周知・指導を行っております。また、反社会的勢力との取引防止のため、契約書に反社会的勢力排除条項を明記するとともに、新規及び既存取引先、入社前社員に対する反社チェックを実施し、国内だけでなく海外子会社にも順次拡大しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

##### (1) 配当の基本的な方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、将来の事業展開のための内部留保を確保しつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針のもと、年間の配当額は前事業年度末の連結純資産の2.5%程度を目安とする考えです。

##### (2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当による年2回の配当を行う方針です。中間配当の実施については、業績や将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針です。

##### (3) 配当の決定機関

当社は、取締役会決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

##### (4) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、デザイン事業におけるエンジニアの育成やマニュアルファクチュアリング事業で必要となる設備投資等、当社グループとして必要な成長投資に利用することにより、企業価値の向上に努める方針です。

##### (5) 中間配当について

当社は、基準日を毎年6月30日とする中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

以上の基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2024年3月1日開催の取締役会決議により、前期の1株当たり35円42銭から8円58銭増配し、1株当たり44円とさせて頂きました。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,928	流動負債	3,161
現金及び預金	6,209	買掛金	439
受取手形	129	未払金	253
売掛金	3,529	未払費用	513
契約資産	275	未払法人税等	140
商 品	213	未払消費税等	354
仕掛品	53	契約負債	262
原材料及び貯蔵品	156	賞与引当金	1,049
その他	390	その他	148
貸倒引当金	△30	固定負債	214
固定資産	2,117	資産除去債務	141
有形固定資産	605	その他固定負債	72
建物及び構築物	242	負債合計	3,376
機械装置及び運搬具	135	(純資産の部)	
土地	116	株主資本	9,550
その他	110	資本金	10
無形固定資産	277	資本剰余金	534
投資その他の資産	1,233	利益剰余金	10,279
投資有価証券	224	自己株式	△1,272
繰延税金資産	670	その他の包括利益累計額	118
その他	339	その他有価証券評価差額金	0
資産合計	13,045	為替換算調整勘定	118
		純資産合計	9,669
		負債純資産合計	13,045

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		20,081
売上原価		14,569
売上総利益		5,511
販売費及び一般管理費		4,625
営業利益		885
営業外収益		
受取利息	6	
補助金収入	1	
その他の	12	20
営業外費用		
支払利息	6	
上場関連費用	10	
投資事業組合運用損	10	
その他の	3	30
経常利益		876
特別損失		
投資有価証券評価損	74	74
税金等調整前当期純利益		802
法人税、住民税及び事業税	229	
法人税等調整額	△7	221
当期純利益		580
親会社株主に帰属する当期純利益		580

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10	534	9,868	△150	10,263
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△170		△170
親会社株主に帰属する 当期純利益			580		580
自己株式の取得				△1,122	△1,122
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	410	△1,122	△712
当連結会計年度末残高	10	534	10,279	△1,272	9,550

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価差額金	為 替 換 算 勘 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	0	60	60	10,324
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△170
親会社株主に帰属する 当期純利益				580
自己株式の取得				△1,122
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	0	57	57	57
当連結会計年度変動額合計	0	57	57	△654
当連結会計年度末残高	0	118	118	9,669

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 英知創機械科技(上海)有限公司  
SOLIZE USA Corporation  
SOLIZE India Technologies Private Limited

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SOLIZE India Technologies Private Limitedの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法  
なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

イ. 棚卸資産

- ・商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械装置及び運搬具 2年～10年

### イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

### ウ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### ア. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ④ 収益及び費用の計上基準

### 売上計上基準について

当社グループは主な収益を、デザイン事業から生じる収益及びマニュファクチュアリング事業から生じる収益と認識しております。

### ア. デザイン事業売上

当社グループが提供するデザイン事業売上のうち、派遣形態にかかる売上高については、派遣契約に基づき、派遣期間にわたりサービスの支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、時の経過に基づき収益を認識しております。

一方、請負形態にかかる売上高については、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は原則としてプロジェクトごとの見積り総原価に対する実際発生原価の割合に基づき算定し収益を認識しております。

また、アクセス権の性質を有するソフトウェアライセンスの供与及び保守サー

ビスにかかる売上高については、一定の期間にわたる履行義務の充足に応じて収益を認識しておりますが、一部の使用权の性質を有するソフトウェアライセンスの供与については、ライセンスが顧客に供与される時点において収益を認識しております。

#### イ. マニファクチュアリング事業売上

当社グループが提供するマニファクチュアリング事業売上のうち、商品又は製品の販売については顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

一方保守サービスにかかる売上高については、一定の期間にわたる履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

**退職給付に係る負債の計上基準** 当社は、確定拠出制度を採用しておりますが、一部の連結子会社では確定給付制度を採用しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時に一括償却しております。

#### 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

**のれんの償却方法及び償却期間** のれんの償却については、10年以内の定額法により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額
有形固定資産	605百万円
無形固定資産	277

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ア. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候を識別した資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額、あるいは使用価値により算定しております。

なお、当期は減損損失を計上しておりません。

###### イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、中期経営計画を基礎として、売上高、人員計画に基づく人件費等、一定の仮定を設定しております。

###### ウ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、収益性が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額
繰延税金資産	670百万円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ア. 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の一時差異のうち回収可能性が認められるものを計上しております。連結会計年度末においては今後の一定期間の課税所得の発生を前提として回収可能性を判断しております。

###### イ. 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、中期経営計画等に基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消見込み時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

###### ウ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、

翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額
投資有価証券 (非上場株式、投資事業組合への出資)	224百万円
投資有価証券評価損	74

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、財政状態の悪化などにより実質価額が著しく低下したときは、取得価額を実質価額まで減額しております。投資先の事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減額が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,317百万円

(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,000,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,950,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	170	35.42	2022年12月31日	2023年3月31日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定 取締役会	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	178	44.00	2023年12月31日	2024年3月28日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定しております。デリバティブ取引について投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式及び投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売上債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

##### イ. 市場リスク（為替や企業価値等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に為替変動による影響額を把握しております。ただし、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社の管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 受 取 手 形	129		
② 売 掛 金	3,529		
貸倒引当金(*1)	△30		
	3,629	3,624	△4
資 産 計	3,629	3,624	△4

(\*1) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 現金は注記を省略しており、預金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

区 分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合への出資	146百万円
非 上 場 株 式	77

(注) 投資事業組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト		合 計
	デ ザ イ ン 事 業	マ ニ ュ フ ァ ク チ ュ ア リ ン グ 事 業	
売上高			
一時点で移転される財	598	3,681	4,279
一定期間で移転される財	15,556	245	15,802
顧客との契約から生じる収益	16,154	3,927	20,081
その他収益	—	—	—
外部顧客への売上高	16,154	3,927	20,081

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	金 額
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,151百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,659
契約資産(期首残高)	291
契約資産(期末残高)	275
契約負債(期首残高)	230
契約負債(期末残高)	262

契約資産は、デザイン事業において、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩されます。

なお、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、193百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務について配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

なお、当社グループは実務上の便法を適用し、提供したサービスの時間に基づき請求する契約等の請求する権利を有している金額で収益を認識している残存履行義務に係る取引価格は含めておりません。

	金 額
1年以内	733百万円
1年超2年以内	114
2年超3年以内	30
合 計	878

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 2,387円54銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 125円99銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による自己株式の処分)

当社は、2024年2月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年12月25日及び2024年1月22日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の処分について決議し、2024年2月6日に払込が完了いたしました。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 募集方法         | 一般募集（ブックビルディング方式による募集）   |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 995,200株  |
| (3) 処分価格         | 1株につき1,470円<br>一般募集はこの価格にて行いました。   |
| (4) 引受価額         | 1株につき1,359.75円<br>この価額は当社が引受人より1株当たりの自己株式の処分に係る払込金として受け取った金額であります。<br>なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 |
| (5) 発行価額         | 1株につき1,173円<br>この金額は会社法上の払込金額であり、2024年1月22日開催の取締役会において決定された金額であります。                                      |
| (6) 処分価格の総額      | 1,462百万円   |
| (7) 払込金額の総額      | 1,353百万円   |
| (8) 払込期日         | 2024年2月6日  |
| (9) 資金の用途        | ①設備投資、②運転資金に充当する予定です。  |

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2024年2月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年12月25日及び2024年1月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を次のとおり決議いたしました。

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 募集方法         | 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）  |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 149,200株   |
| (3) 割当価格         | 1株につき1,359.75円  |
| (4) 払込価額         | 1株につき1,173円<br>この金額は会社法上の払込金額であり、2024年1月22日開催の取締役会において決定された金額であります。 |
| (5) 割当価格の総額      | 202百万円  |
| (6) 払込期日         | 2024年3月11日  |
| (7) 割当先          | 大和証券株式会社  |
| (8) 資金の用途        | 「（一般募集による自己株式の処分）(9) 資金の用途」と同一であります。                                |

10. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,376	流動負債	2,647
現金及び預金	5,474	買掛金	252
受取手形	129	未払金	210
売掛金	2,978	未払費用	465
契約資産	250	資産除去債務	5
商 品	44	契約負債	151
仕 掛 品	53	賞与引当金	1,035
原材料及び貯蔵品	156	未払法人税等	94
前払費用	235	未払消費税等	351
その他	56	その他	80
貸倒引当金	△2	固定負債	149
固定資産	2,393	リース債務	7
有形固定資産	580	資産除去債務	141
建 物	240	負債合計	2,797
機械及び装置	129	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	83	株主資本	8,972
土 地	116	資本金	10
その他	10	資本剰余金	534
無形固定資産	230	資本準備金	225
ソフトウェア	229	その他資本剰余金	309
その他	0	利益剰余金	9,701
投資その他の資産	1,583	利益準備金	9
関係会社株式	551	その他利益剰余金	9,691
関係会社長期貸付金	109	別途積立金	3,300
投資有価証券	224	繰越利益剰余金	6,391
長期前払費用	15	自己株式	△1,272
繰延税金資産	499	評価・換算差額等	0
その他	183	その他有価証券評価差額金	0
資産合計	11,770	純資産合計	8,973
		負債純資産合計	11,770

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		17,279
売 上 原 価		12,266
売 上 総 利 益		5,012
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,053
営 業 利 益		959
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	1	
そ の 他	2	4
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	10	
上 場 関 連 費 用	10	
そ の 他	2	22
経 常 利 益		941
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	74	74
税 引 前 当 期 純 利 益		866
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	242	
法 人 税 等 調 整 額	△9	232
当 期 純 利 益		633

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	10	225	309	534	9	3,300	5,927	9,237
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△170	△170
当 期 純 利 益							633	633
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	463	463
当 期 末 残 高	10	225	309	534	9	3,300	6,391	9,701

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△150	9,631	0	0	9,631
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△170			△170
当 期 純 利 益		633			633
自己株式の取得	△1,122	△1,122			△1,122
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )			0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	△1,122	△658	0	0	△658
当 期 末 残 高	△1,272	8,972	0	0	8,973

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

③ 棚卸資産

・商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当該資産の区分、構造及び用途等により見積られた耐用年数に基づき、定率法によって計算しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械及び装置 2年～10年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とす

る定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準については連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

**3. 表示方法の変更に関する注記**

該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

##### (1) 固定資産の減損

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
有形固定資産	580百万円
無形固定資産	230

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

##### (2) 繰延税金資産

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
繰延税金資産	499百万円

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

##### (3) 投資有価証券の評価

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
投資有価証券 (非上場株式、投資事業組合への出資)	224百万円
投資有価証券評価損	74

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (3) 投資有価証券の評価」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

##### (4) 関係会社株式の評価

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
関係会社株式	551百万円

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない有価証券は、実質価額が取得原価に比べ30%から50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮したうえで評価損を計上しています。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、評価損を計上する可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,108百万円  
(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |        |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 2百万円   |
| ② 長期金銭債権 | 109百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 7百万円   |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	45百万円
売上原価	53百万円
販売費及び一般管理費	2百万円
営業取引以外の取引高	0百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,950,000株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	727百万円
賞与引当金	358
未払法定福利費	55
未払事業税	11
資産除去債務	53
減価償却超過額	125
棚卸資産評価損	11
投資有価証券評価損	34
減損損失	27
その他	15
小計	<hr/> 1,420
評価性引当額	<hr/> △906
繰延税金資産合計	<hr/> 513
繰延税金負債	
資産除去債務	△13
その他	△0
繰延税金負債合計	<hr/> △14
繰延税金資産の純額	<hr/> 499



## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (個人)及び その近親者	古河摩耶	(被所有) 直接 5.0%	—	自己株式の 取得(注)	280	—	—
主要株主 (個人)及び その近親者	古河慶純	(被所有) 直接 5.0%	—	自己株式の 取得(注)	280	—	—
主要株主 (個人)及び その近親者	古河陽純	(被所有) 直接 5.0%	—	自己株式の 取得(注)	280	—	—
主要株主 (個人)及び その近親者	古河真季	(被所有) 直接 5.0%	—	自己株式の 取得(注)	280	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 自己株式の取得にあたっては、第三者によるDCF法等に基づく株価算定価額をもって時価とし、当該価額をもって取得しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 2,215円67銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 137円62銭   |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象については連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

## 13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 14. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

SOLIZE株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山拓

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SOLIZE株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOLIZE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

SOLIZE株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山拓

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SOLIZE株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した



内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の会議の目的事項（決議・報告事項）に関する事前確認の実施、各監査役の活動状況及び活動結果の共有等を中心に意見交換を行いました。また、社外取締役との連携の強化に向けた取り組みを行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の担当執行役員及び子会社の役員等との意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

S O L I Z E株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 田 英 剛 ⑩

監 査 役（社外監査役） 富 原 洋 一 ⑩

監 査 役（社外監査役） 河 元 哲 史 ⑩

(注) 監査役 山田英剛、同 富原洋一及び同 河元哲史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上